愛知県中小企業振興基本条例 (平成24年10月12日成立、同16日公布・施行)

我が国の中央に位置する本県は、交通の要衝となる地の利と豊かな自然に恵まれる中で、手工業の時代から、絶えずモノづくりの革新的な技術を発信しつつ、今日まで産業県として発展してきた。こうした本県の発展は、絶えずモノづくりの技術を革新してきた製造業に携わる人々の努力によるだけでなく、流通業、運輸業、サービス業など、様々な業種の企業が、相互に支え合い、共に成長してきた結果である。

本県の中小企業は、これらの企業の事業活動の主たる担い手として、本県の産業県としての発展に貢献し、本県の経済と雇用を支える重要な役割を果たしてきた。

中小企業は、経営者と従業員の創意工夫によって、新たな事業や商品、サービスを生み出すとともに、地域における新たな雇用を創出するなど、地域経済の活力の維持向上の源となる存在である。また、中小企業は、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結び付きやすい、県民の潜在力と意欲とが発揮される場でもある。さらに、中小企業は、地域に根差した活動を通じて、地域社会に貢献する役割も担っている。

私たちは、このような中小企業の存在と役割の重要性に対する認識を共有し、自ら努力する中小企業者と共に、中小企業の振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにする とともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興 を図り、もって地域社会の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 中小企業者 中小企業基本法 (昭和三十八年法律第百五十四号) 第二条第一項に規定する中 小企業者であって、県内に事業所を有するものをいう。
 - 二 中小企業団体 商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業に関 する団体をいう。
 - 三 大企業者等 中小企業者以外の事業者(中小企業団体及び金融機関を除く。)をいう。
 - 四 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいう。
 - 五 大学等 大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関その他の研究機関をいう。
 - 六 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事業 所を有するものをいう。

(基本理念)

- 第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とすること。
 - 二 中小企業が、その多様で特色ある事業活動を通じて、地域における経済の活性化を促進し、 就業の機会を増大させる等、地域社会の発展及び県民生活の向上に貢献する重要な存在である という認識の下に行うこと。
 - 三 県、市町村、中小企業者、中小企業団体、大企業者等、金融機関及び大学等の連携の下に行うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力)

第五条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(中小企業者の取組等)

- 第六条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その経営及び取引条件の向上並びに従業員が仕事と 生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むととも に、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 中小企業者は、まちづくりの推進を図る活動その他の地域社会の発展に資する活動を行い、及びそれらの活動に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の取組等)

第七条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営及び取引条件の向上に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(大企業者等の配慮等)

第八条 大企業者等は、基本理念にのっとり、中小企業者との事業上の関係において、その事業の成長発展に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の配慮等)

第九条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第十条 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組を通じて、 県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十一条 県民は、中小企業の振興に対する理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営基盤の強化等の促進)

- 第十二条 県は、中小企業の経営基盤の強化、経営の革新又は創業を促進するため、次に掲げる施 策その他の必要な施策を講ずるものとする。
 - 一 中小企業者の経営方法に関する指導及び助言
 - 二 中小企業者が自ら又は大学等若しくは大企業者等と共同して行う新商品又は新役務を開発 するための技術に関する研究開発の支援及びその成果の普及の推進
 - 三 中小企業者の知的財産の保護及び活用の支援
 - 四 中小企業者の連携又は事業の共同化による経営資源の相互の補完の促進

- 五 創業及び中小企業者が行う新たな事業活動に必要な情報の提供並びにそれらに対する支援 体制の整備
- 六 中小企業者の国内外における市場の開拓及び国外における円滑な事業の展開の支援
- 七 中小企業者の円滑な経営の承継の支援

(資金の供給の円滑化)

第十三条 県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業者を対象とする融資制度の充実、中小企業団体と金融機関との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保の支援)

第十四条 県は、中小企業を担うべき人材の育成及び確保を支援するため、職業能力の開発、技能の継承の支援、従業員の仕事と生活の調和の促進、就業に対する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第十五条 県は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、地域の特産物等の地域資源を活用した新商品の販売又は新役務の提供の支援、商店街振興組合等と連携して行うまちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第十六条 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営 資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(施策の推進に係る措置)

第十七条 県は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者等の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。